

改正建築士法の施行にともない、 平成27年6月25日より建築士事務所に関する 書式・手数料が変わりました。

書式・添付書類の改訂および変更

- **建築士事務所登録申請書【新規・更新】**、および**登録事項変更届出書【変更】**が改訂されました。また付随する形で**所属建築士名簿(第二面)**および**役員名簿(第三面)**が追加され、当該名簿には全ての所属建築士及び役員を記入する必要があります。
- **申請者の誓約書** 書式が改訂されました。建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、登録申請者(法人である場合における当該法人の役員を含む。以下同じ。)が暴力団員等であることが追加され、登録申請時に添付する誓約書に登録申請者が暴力団員等に該当しない旨の誓約が追加になりました。
- **建築士事務所の整備報告書** 書式が改訂されました。
- 管理建築士の専任性が確認できる書類について、更新申請にも添付が必須となりました。
- 上記以外の書式についても様式番号の変更等が生じます。
- 旧書式をご提出された場合、新書式を追加・差替えいただければ受付できない可能性がございます。また旧書式にて受付された場合でも後日、改めて新書式を差替え提出いただく可能性がございます。

変更届提出の義務化

- これまで所属建築士に変更があった場合は変更届を提出していただいておりましたが、法施行後は変更発生後**3ヶ月以内**に変更届の提出が義務付けられます。

新規・更新についての手数料改定

- 新規・更新手続きにつき、建築士事務所登録手数料が改定されました。

区 分	改 定 前	改 定 後
一級建築士事務所	15,000円	17,000円
二級・木造建築士事務所	10,000円	12,000円

※ 改定前の手数料額を平成27年6月24日以前に納付した場合でも、**改定後の手数料との差額(2,000円)を追加で納付**していただく必要がありますのでご注意ください。

郵送での書類ご返却について

- 副本・通知書等の返送方法については指定業者による料金受取人払い(着払い)でのご発送のみでしたが**レターパック(ライト・プラス)**のご使用が可能となりました。事前に郵便局やコンビニエンスストア等でご購入の上、郵送受付の場合は申請書類にご同封下さい。また窓口受付の場合は受付時にお持込み下さい。

問合せ先

福岡県建築登録センター

【TEL 092-473-7683】

他、詳細についてはホームページをご確認ください。
<http://www.f-aa.jp/tourokucenter/top.html>